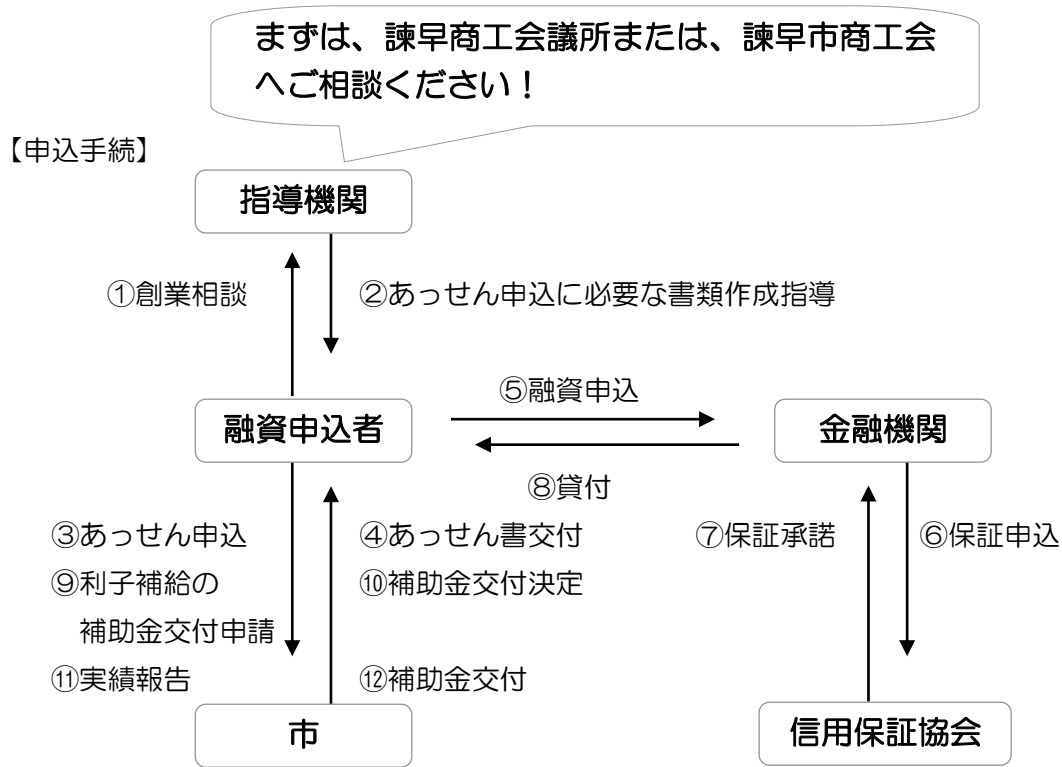


保証料は全額市が負担！ 利息額も3年間2分の1の額を市が補給します！

諫早市中小企業創業支援資金

市では、市内で新たに創業しようとする方（創業後5年未満の方を含む）を対象に、商工会議所及び商工会、金融機関と協力して創業資金の融資を行っています。

さらに融資が実行された際には、信用保証協会への保証料を全額市が補給し、利息額についても融資を受けた日から3年間、利息額の2分の1の額を市が補給します。ぜひご利用ください。



【融資条件】

| | |
|------------|---|
| 融資限度額 | 2,000万円 |
| 資金用途及び償還期間 | 運転資金7年以内（うち据置期間1年以内） 設備資金10年以内（うち据置期間1年以内） |
| 利率 | 1.3%（3年間、利息額の2分の1の額を市が補給） |
| 保証料 | 市が全額負担 |
| 取扱金融機関 | 十八親和銀行、長崎銀行、西日本シティ銀行、たちばな信用金庫、九州ひぜん信用金庫 |

【融資対象者】

市内において新たに創業しようとする方、または創業後5年未満の方で、次の①～④の全てに該当する方

- ① 次のいずれかに該当する方
 - ア) 事業を営んでいない個人であって、1月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6月以内）に本市において新たに事業を開始する具体的な計画を有する
 - イ) 事業を営んでいない個人であって、2月以内（認定特定創業支援等事業による支援を受けたものにあつては6月以内）に本市において新たに会社を設立し、かつ、当該新たに設立する会社が事業を開始する具体的な計画を有する
 - ウ) 中小企業者である会社であって、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、本市において新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的な計画を有する
 - エ) 本市において事業を開始した日以後の期間が5年未満である個人
 - オ) 本市において設立された日以後の期間が5年未満である会社（中小企業者に限る。）
- ② 市内に住所を有している
- ③ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる
- ④ 市税等に滞納がない

【あっせん申込の際に必要な書類】

住民票又は登記事項証明書、直近の所得税確定申告書又は決算報告書、市税等の完納証明書、国民健康保険料納付額証明書（国民健康保険以外の方は保険証の写し）、創業・再挑戦計画書、見積書（設備資金の場合）

※ 金融機関、信用保証協会の審査の結果、融資のご希望に添えない場合があります。

| 問い合わせ先 | | 住所 | 電話番号 |
|---------|---------|--------------|---------|
| 諫早商工会議所 | | 高城町5-10 | 22-3323 |
| 諫早市商工会 | 本所・東部支所 | 高来町三部巻252-14 | 32-2184 |
| | 西部支所 | 多良見町化屋759-15 | 43-0140 |
| 諫早市 | 商工観光課 | 東小路町7-1 | 22-2647 |